(意見書案第30号)

北方領土問題の早期解決等を求める意見書

我が国固有の領土である歯舞、色丹、国後、択捉の北方領土は、戦後 70 年を迎えた今日 もいまだ一島も返還されていない現実にある。

北方領土返還の実現は国家的課題であり、かつ、長年にわたる国民の悲願である。

今なお北方領土問題が解決に至らないことに強い憤りを感じるとともに、日ロ両国に平 和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

北方領土返還に向けて運動をされてきた元島民の方々は高齢となり、故郷に帰る夢が実現されず、返還運動の停滞や風化が懸念されるとともに、北方四島交流事業である北方領土墓参やビザなし渡航が、正当な理由がしっかり示されない中、ロシア側の一方的な申し入れにより入域断念となるなど、ロシアとの交渉力の弱体化につながることから、一刻も早い領土問題の解決が望まれている。

また、北方領土問題が未解決であることは、戦前から続いてきた北洋漁業の流れをくむロシア 200 海里水域内におけるサケ・マス流し網漁業が禁止され、漁業者はもとより、水産加工、運輸、製函、燃油、船舶資材など幅広い関連産業に甚大な影響が及び、地域経済の低迷に拍車をかけるなど地域経済発展の阻害要因となっている。このことにより、地域の存続が危ぶまれる重大な状況につながっていく。

よって、国においては、このような状況を踏まえて、一刻も早い北方領土の返還の実現 に向けて返還要求の正当性を国内外に積極的に訴え、下記の事項について適切な措置を講 ずるよう強く要望する。

記

- 1 北方領土の帰属に関する問題を解決し、日ロ間の平和条約を早期に締結する旨、断固たる決意と意志を持って外交を推し進めること。
- 2 国民世論の一層の喚起に向け、適切な返還運動を促進すること。
- 3 北方四島訪問事業などの実施に向けた支援措置を強化し、国の責任のもとで速やかに 実施すること。
- 4 北方領土問題が未解決であるという状態に置かれ、多くの制約を受けている地域の疲弊解消のための措置を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 12 月 12 日

釧 路 市 議 会

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)